

緊急集会

「これでいいのか?! 国民投票法案」

平成18年5月27日(土)

司会（成見） 緊急集会「これでいいのか?! 国民投票法案」を始めていきたいと思
います。

本日の司会進行は、私、成見暁子がお送りします。どうぞ最後までよろしくお願
いいたします。（拍手）

一．主催者挨拶

司会 まず、主催者を代表しまして、大阪弁護士会副会長 檜垣誠次よりごあいさつ
申し上げます。

檜垣 皆さん、こんにちは。憲法問題特別委員会を担当いたします副会長の檜垣でござ
います。よろしくお願いいたします。

本日は、「これでいいのか?! 国民投票法案」と題しまして緊急集会を開催すること
となりました。お休み中、多数御参加いただきまして、どうもありがとうございました。

御承知のように、昨日この法案が与党から、また民主党から提案されまして、今まで我
々が議論していたところと違った点多々あるやに聞いております。そういう意味では、
今日こうやって議論していただくことは非常に新鮮な、きっと日本の国内で初めての法案
に対する討論会になるのではないかと期待しております。

本日この集会に当たりましては、関西学院大学法学部教授の長岡先生、それから関西テ
レビ放送から堤田放送局長をお招きしております。また、弁護士として梁弁護士に参加し
ていただいております。それ以外にも、戸谷会員も交えましてパネルディスカッションを
開催したいと思っておりますので、最後まで御参加いただきまして御議論をお願いしたい
と思います。ここでやっていただいた議論につきましては、我々また会内に持ち帰りまし
て、これからの我々の議論の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。本日は御参加いただきましてどうもありがとうございました。（拍手）

二．コント「国民投票法案て何や？」

（反訳省略）

三．弁護士会からの基調報告

司会 続きまして、弁護士会より憲法問題特別委員会事務局長 武村二三夫より基調報
告を行います。

武村 武村です。

これから基調報告を行います。配付しています資料、一番上に進行次第がありますが、2枚目の裏表が基調報告です。それと、3枚目が昨日広報された法案についての資料の中の与党案と民主党案の主な政策的相違点というのを提出側がつくっております。通し番号で5ページ以降、これは既に衆議院でつくられております与党案、民主党案の要綱対比表です。これを踏まえながら御説明しますが、私のレジュメはこの対比表のページでやっているんですけども、これをとじたときに対比表のページが落ちました。私がレジュメで言うページは通しでいくと全部4ページ足してください。そうすると、ここを探せることになります。

それでは、基調報告に入ります。通し番号で1ページです。

まず2項、「国民投票法案の検討についての視点」というところになりますが、御承知のように憲法では憲法改正規定がありまして、各議院の総議員の3分の2以上、衆議院、参議院でそれぞれ3分の2以上の賛成で国会による発議をする。それを受けまして、今度は国民が投票して過半数の賛成によって承認する。そして、天皇の公布というふうに3段階に分かれているわけですが、この2番目の国民の過半数の賛成による承認、このことについての法律が国民投票法案です。

この意義ですけれども、主権者である国民の基本的な権力行使であると。今、間接民主制といいますか、我々は代表者を選び、その代表者が国会で決議する、あるいは首相となっているいろいろなシステムを遂行するというふうに、我々は直接の意思表示がなかなかできない。議員さんを選ぶということで通常は意思表示をします。国民投票の問題は、憲法改正につきまして直接主権者が意思表示をする極めて限られた場面なんですけれども、それだけに重要な主権の行使だというふうな考え方をしています。公職選挙法ではさまざまな規制がありますがけれども、あれは正に選ばれる議員さん、あるいは政党の利害も絡んだ側面がありますけれども、国民投票の場合には正に憲法改正が是か否かというところの結論にそのまま向けられて、そうしますとなるべくこの国民投票に対しては自由にする、運動については規制が少ないほうが良いという考え方が出てくると思います。

国民投票法案の議論というのは憲法改正につながるんだ、だから好ましくないんだという考え方もありますけれども、弁護士会としては、手続は手続規定としてその問題点を検証して考えいくというふうな立場に立っております。

そういうような視点で取り組んでおりますが、1の「法案作成の経過と弁護士会の活動」、

これは2004年の与党の実務者会議報告の前に任意の議員連盟の案があるわけですが、2004年の実務者会議報告ではかなりいろいろな問題がありました。一括投票を許すような規定だとか、外国人の運動は全面禁止だとか、あるいは新聞、雑誌の報道は虚偽の記載だということで規制されるということもあるというふうなことで、それについて日弁連では昨年2月に意見書を出しております。昨年4月には、ここ大阪弁護士会で「世界」の編集長の岡本厚さん、関西大学教授の吉田栄司さんをお呼びしまして、メディアの立場から、あるいは憲法学者の立場から国民投票法案の問題を議論していただきました。

今年の4月になりまして、与党、自民党・公明党の合意案、骨子素案というのが出てきました。この中でまた外国人の運動規制、あるいはメディアの自主規制という問題が残っておりました。先ほどのコトはこれを受けておりましたので、メディアの自主規制の問題が入っておりましたけれども、実は昨日26日、自民党・公明党の出した法案によりますとまた内容が大分変わっております。メディアの自主規制は文言上はまるっきりなくなっております。それから、外国人に対する運動規制もなくなっております。というふうなことで、事態が大変動しております。私のレジюмеも今朝つくりました。今日のパネルディスカッションも、昨日初めて分かったことを前提に組み立てている側面もあります。ということで、先ほど副会長が言われましたように、この法案が出てから恐らくこの集会が初めて公でやる議論じゃないか、日本で初めてじゃないかというぐらいのものであります。

昨日出ましてこの後どうなるのかという問題がありますが、今国会が会期延長がなされなければ成立することはまずないだろうと。継続決議になるかと思えます。しかし、小泉首相は会期延長はしないとありますが、自民党の中ではかなり会期延長の声が強くなっております。会期延長の期間によっては、ひょっとすると採決まで行くかもしれないということも今残念ながら視野に入れなきゃいけないです。

この法案を見ますと、法律が成立した後2年後に施行されるというふうになっております。仮に法案が成立しますと、その2年後は国会には憲法改正の発議、それから国民投票が可能になっていくという日程が見えてくることになります。

パネルディスカッションの前提にもなりますので、この自民党・公明党法案の内容と問題点を簡単に御説明したいと思います。

先ほど述べましたように、国民投票運動というのはなるべく自由でなければいけない。この運動規制というものは最小限でなきゃいけないんだというふうな考え方を弁護士会ではしております。公職選挙法には、戸別訪問だとか文書配布とかマイクの使用、宣伝カー

の使用の禁止あるいは制限というのはたくさんあります。国民

させるという趣旨なのか、しかし最後まで発言させるなら発言させていいのではないかと
いう視点もあります。し翺俔

った広報活動がなされる、これは評価すべきことだろうと思います。

しかしながら、さっき勝負が見えたけんかではないかというのがありましたけれども、協議会の構成が各会派の所属議員の比率によるんだと。反対会派の議員割り当てを配慮するというので、必ず割り当てるということではないようですが、一応そういう規定はあります。例えば現在であれば、社会党、共産党といったところが仮に反対するとしたら1名割り当てが配慮されるということで、確保されるかどうか分かりませんが、一応そういう規定はありますが、議員比率になると果たして公正さが保てるんだらうかという心配が出てきます。

広報に載せる賛成意見、反対意見が公正平等に扱われるかという疑問を言っておりますが、この広報の中身を見ますと、その要旨、その解説、これは全部改正案を進めるほうの話です。それから、賛成意見及び反対意見、この賛成意見、反対意見はいずれも発議に出された、つまり衆議院、参議院の討議の中で出されたものということで新たにはつけ加えられないようですけれども、この賛成意見と反対意見は多分平等ではないかと思うんですが、これも数が割り当てられたらえらいことになります。

仮にこれが平等だとしても、要旨及び解説が大体賛成のほうの趣旨ですから、全体の広報の中で出てくる反対意見というのは、全体の中ではかなり小さいんじゃないか。そういう意味でバランスがとれているかなという疑問もあります。

それから、先ほど言いましたように、ラジオ、テレビというのは、所属議員の数を踏まえたというか、必ずしも正比例ではないかもしれないけれども、やはり多いところは長い時間するわけです。あるいは、新聞では広告の寸法が違うということで、バランスがとれたものに本当になるんだらうかというふうな疑問も出てくると思います。

それから

成が全体の中で20%、これで過半数だと。だけど、有権者の20%、5人に1人の賛成で憲法改正がなされるとすると、これはやはり少な過ぎるんじゃないか。もっと多数の人の賛成がなきゃだめだというふうにはできないのか。例えば、最低35%を確保するのであれば70%の最低投票率の中で35%という考え方もあります。あるいは、イギリスのように、最低投票率ではなくて最低過半数、最低賛成数、有権者数の40%の賛成がなきゃできないというふうな考え方もあります。現実実際どの程度の投票率になるかよく分かりませんが、ある程度の投票率あるいは投票数というものが必要なのではないか。余り少数では憲法改正にはふさわしくないんじゃないかというふうなことが言われております。

次の話はちょっと技術的な話ですが、有効投票総数の2分の1か、投票総数の2分の1か。どういうことかという、白票を無視して過半数を勘定するのか。白票を考えるけれども賛成数字に入れないのか、あるいは無視するのかの違いです。これは与党案と民主党案で差が出ています。与党案は無視する、民主党案は白票というよりもそもそもバツを書かせないというふうなことで賛成とはみなしていない。弁護士会としてはこの問題につきましては、白票も無視すべきではない、憲法改正というのはやっぱり投票総数の過半数を得たものとするべきではないという考え方をしております。

それから、投票年齢の問題もあります。すべての国民か、棺桶に片足を突っ込んでいる方からハイハイの赤ちゃんまでとさっきありましたけれども、今問題になっているのは、一応20歳以上というふうに一般の選挙と同じような年齢で与党案が出ておりますが、18歳のほうがいいんじゃないかというふうなことが言われております。世界的な潮流でやはり18歳というのが多いということと、今の日本の社会の現実を見ると、18歳で高校を卒業して就職して社会人になって一人前の大人扱いされているという方が多数おられるということからすると18歳でもいいんじゃないかという声が出ておまして、民主党は18歳、国会の議決によってはさらにそれを若くすることもできるというふうになっております。

最近ちょっと怖い話がありまして、徴兵制度が施行されるかもしれない、徴兵制度が20歳で施行されるかもしれない、18歳で施行されるかもしれない。そんなことも考えたら若いほうがいいんじゃないかと。えらい具体性のある怖い話ですけれども、そういうふうなことも18歳を支持する方から提起がされています。

それから、国民投票無効訴訟です。投票の結果が出てから30日以内に 例えば不正がなされた、あるいは手続がおかしかった、カウント数がおかしいというふうなことを直ちに判断して弁護士に依頼して訴状を出すということは30日では間に合わないんじゃないか、

もっと長くしたらどうかということが言われております。

それから、従前たくさん言われていたのは一括投票方式の問題です。例えば9条を改正します、環境権の規定を加えますというところ
蔵旭 靚

なって、文言上は一定前進したと思われます。

あと、その他として幾つか問題点が指摘できるわけですが、一言だけ。今まで憲法調査会というのがあって機能しておりまして、去年の4月までいろいろな活動をして報告書をまとめましたが、今度は国会法が改正されますと憲法審査会というものが設置されます。これは、憲法改正原案を作成することができることさ

弁護士ですが、在日外国人の立場からお話しいただきます梁英哲さんです。（拍手）

憲法問題特別委員会の委員の戸谷茂樹さんです。（拍手）

この4人で進めますのでよろしくをお願いします。

今日のテーマは、国民投票法ですけれども、憲法改正についての国民投票ということで、**まず**最初に、憲法をどう見るのか、それから自民党や民主党とか ~~.....~~ **ま**どころから憲法改正案が出ているんですけれども、それについてどう考えるのか、そのあたりから **まず**話をスタートさせたいと思います。憲法をどう見るのか、それぞれの考えをもとにして、国民投票法をどう考えていくのか、**そ**ういうふうな議論を進めたいと考えています。

まず最初に、戸谷さん、弁護士の立場から ~~憲法訴訟~~ **憲**法訴訟として裁判をやったりという経験が ~~ありだと思~~ **あ**りだと思 ~~ひん~~ **ひ**んですが ~~0~~ **ま** ~~ず~~ **ず** ~~谷~~ **谷**さんのほうから ~~今~~ **今**の憲法をどう見るのか、我々弁護士がこの憲法から **味** ~~な~~ **な**

が展開をされております。国民として国の政策決定の違法を司法の場で訴えるというわけであり、私の事務所の若い弁護士さんも本当に献身的にやっておられます。さきごろ大阪地裁で終結をしたというふうに聞いておりますけれども、一人一人の国民が国の政策の是非を問う、それは今のイラク訴訟で言えば、平和憲法であるがゆえにそれが訴訟として構成ができています。

もう少し卑近な例で言えば、例えば行政訴訟と言われるようなものは、期するところ憲法をよりどころにしているのだと思うんですけれども、国の政策の転換を迫る裁判、あるいは地方公共団体の政策決定に対する異議申し立ての裁判、これはいずれも憲法が最終のよりどころであります。私、最近思ったのは、例えば大東市とか横浜市などでは保育所の民間委託が許されるか許されないかということで、大東市では損害賠償が認められ、横浜市でも政策決定そのものの違法が言われたというふうなことを新聞報道で目にしました。住民の皆さんの切実な要求が公立公営の保育所から民間委託をされることによっていかにひどい状態になったかということ問いかけて、そして違法だという審判を裁判所でもらう。さらには、さきごろ大阪地裁でもありましたが、原爆の認定訴訟、それからもう少しさかのぼりますが、ハンセン氏病の裁判においても司法判断が下されて、大きく国の政策が変わるといってきかけにもなりました。

そういう観点で言いますときに、憲法が果たしてどういう憲法であるかというのは、国民の側に立った場合に本当に大きな影響を持ってるんだなというふうな実感させられます。今の自民党が提案をし、あるいは民主党あたりも検討しているような改憲案は、平和主義の9条の問題が一番ではありますが、この点はさておきましても、国と国民との間の基本法がどういう性格のものかという部分で大きく憲法の性質が変えられようとしている、これが非常に危惧される場所です。簡単に言うと、平和主義を投げ捨てた上で、国民に国に対する忠誠を求めるような憲法に変えようとしているのではないかというふうに思われます。

自民党の新憲法草案ですか、憲法改正と言わずに新憲法制定だというふうなことを言うところには自民党の憲法改正への意欲が伺えるわけですが、一番問題になる草案の前文などでは、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支える責務を共有する、そういうくだりがございますけれども、国民共同体の意識、愛国心の強調というふうな国家への服従を求める、いわば国を敬えというわけでありまして、そういう国家の権力強制発動というのをいわば公然と肯定するという憲法に変わってくる場合に、そういう

憲法になった場合に、先ほど簡単に御紹介したような異議申し立てがどこまで許されるのかなということに憲法の性格が大きく変容させられる、そういう危惧を持っているところでもあります。

口火としては以上で発言を終わります。

笠松 ありがとうございました。

私たち弁護士にとって、憲法が私たちの活動のベースになっているということ、これを具体例を踏まえて話をさせていただきました。

次に長岡さん、今我々弁護士の立場から憲法をもとにしていろいろな裁判をしているという話が出たんですが、そもそも憲法というのは一体何なのかということ、いろいろ出ている新憲法案を長岡さんの立場からするとどう評価されているのか、そのあたりお願いできますか。

長岡 昨年4月に5年間活動してきた衆議院の憲法調査会の報告書というものが出されました。そこで憲法とは何かをめぐってかなり議論があったことが報告されています。一方では、憲法とは国民の自由を保障するために、それを目的として国家の権力の行使を拘束するものである、立憲主義的な憲法観と言うんですが、そういう立憲主義的な憲法でなければいけないという考え方が言われました。これは、今の憲法の基本的な考え方であるし、学説でも定説であって、これがあるべき憲法だというふうに考えられています。

しかしながら他方で、憲法というのは、この日本という国と社会の基本的なあり方についての定めであり、したがってこの国の基本的な価値、私たち国民が守るべき基本的な価値についても規定すべきであるという考え方が強く出されていました。この考え方を何と呼ぶべきかよく分からないのですが、日本という国柄を憲法に書き入れるべきだという意味で、国体という言葉を使ったら語弊があるのかもしれませんが、国体論的な憲法観だというふうに思うわけです。

自民党がこれまでずっと出してきたいろいろな憲法の改正案を読みますと、そういう立憲主義的な部分と国体的な部分が両方出ていて、あるときは国体的な部分が非常に強くなるという傾向が多かったです。今戸谷先生がおっしゃった、国民に義務を課すとか国民を服従させるというようなところは国体論的な、自民党的な価値や世界観を憲法の中に書き入れようとするところだと思うんですね。去年4月に出ました自民党の改憲案にも家族がどうであるとか教育についてどうであるとかが非常に細かく書き入れられていて、国体論的な思想というのがにじみ出ていたと思います。

ところが、昨年11月に自民党が最終決定した新憲法草案では、そういう国体論的な部分が影をひそめている。どこに行ったのかというと、今戸谷先生が触れられた前文に押し込められているんです。人権の各条項を見るとそういうものがほとんどなくなっていて、国体論的憲法観に立つものは前文に押し込められているなという感じがします。これはいろいろな意味があるんだろうと思います。一つは、民主党との関係で成立しそうなところはこれであるというところを思い切って出したというのもあるんでしょうし、それからもう一つは、愛国心問題というのは、4月から11月にかけてこれは教育基本法の改正で行うと党内では決まったわけです。もう憲法問題としてそれを取り上げる必要はなくなったというように判断したのもあるかもしれないとも思うわけです。自民党の去年の新憲法草案は、そういう意味では立憲主義の立場を一応踏まえたものであって、国体論的なところが非常に狭められているなという気はいたします。

ただ、人権のところでは、「公共の福祉」という言葉が「公益」や「公の秩序」という言葉に変わりました。「公共の福祉」というのは、みんなのためなんだから自分の権利の行使は我慢しましょう、あるいは自分の権利をよりよく保障するためには一定の制限が必要だと、そういうふうなみんなのwelfare（福祉）なんです。それに対して「公益」とか「公の秩序」というのは、個人の人権に対立する、あるいは個人の人権の上にある秩序というイメージの言葉であって、今まで「公共の福祉」という言葉が持っていたさまざまなニュアンスが失われてしまって、正に人権に対立する概念が出されているんだろうなという気がいたします。

さて、そんなような目で自民党の改憲案を見ますと、恐らく保守主義者にとっては余り魅力のない改憲案であって、自民党の中で随分もめるだろうなという気がするのと、それから改憲の実際のねらいが明らかになってきたというふうに思います。新憲法草案、いろいろな点で憲法改正するんだというふうに言ってますが、ずっと読んでいきますと、改正しなくても実現できることがほとんどなんです。例えば、国は国政に関して国民に説明する責務を負うというふうにありますけれども、これは情報公開法で書いているわけです。それから、個人の情報が保護されるということも個人情報保護法に書いてあるわけですし、それをもっとよりよくしたいのであれば法律を改正すればいいんです。ですから、憲法を改正しなくても済むものもたくさん書いてあります。

そういうものをずっと落としていきますと、主要な改正点は2つです。9条と憲法改正条項の改正、この2つなんです。そういう意味では、9条問題と、憲法改正条項をもっと

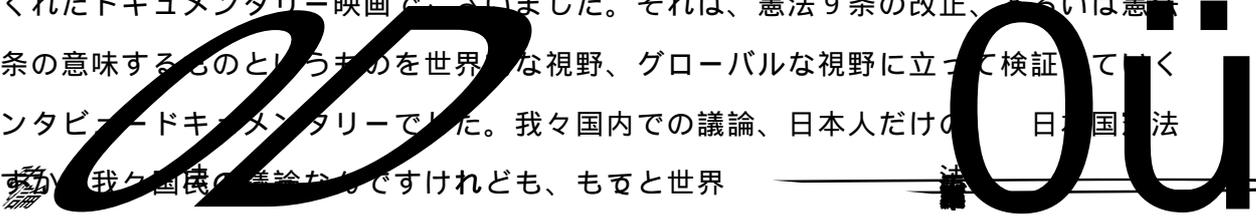
緩やかに憲法が改正できるようにするかどうかということ、私たちはこれから憲法改正問題としては議論していかなくちゃいけないと思います。最終的にはそこがどうしても問題になってきますから、そういうものだろうなと思いながら改憲案を見ていました。

民主党の改憲案についても読ませていただきました。ただ、あれは随分長い、条文の形をとっていないものですので、^{繰退}一体あれをどこまで条文に落とし込むつもりなのかというのはよく分かりません。自民党のものよりも強力な国家権力を要請するというタイプの改憲案になり

繰退

がら今後の仕事に生かしたいなという思いでありますけれども、私自身は、つい最近改めて憲法の前文を読み直しました。実は、大学の際に教養課程で憲法概論という授業をおさなりに受けて、それ以来ですけれども、変な言い方ですけれども、少し感動しました。改めていい憲法だなというような思いを抱きました。

ちょっと話は飛躍しますが、私どもが憲法にまともに向き合っ
てこなかったということのもう一方の反省なんですけれども、昨年ジャン・ユンカーマンという非常にすぐれた外国の映画監督が「日本国憲法」というドキュメンタリー映画をつくって、小さな劇場でしか上映されませんでしたのでごらんになった方は少ないかもしれませんが、非常にすぐれたドキュメンタリー映画でございました。それは、憲法9条の改正、あるいは憲法9条の意味するものというものを世界的な視野、グローバルな視野に立って検証していくインタビュードキュメンタリーでした。我々国内での議論、日本人だけの日本国憲法ではなく、我々国民の議論などもですけれども、もろと世界



憲

憲

視る

視、

韓国でるとか
があるも分か
先ほ長岡先

かに住んでいる人とはあよ方とやっぱり考え方が違うところ
ども、私なりに発言させていただきたいと思ひます。
あったんですが、自民党の改憐 嚙送 8棟t 駭振琅惨坵 靚

昨日発表されました2006年5月26日の与党案、この3つのものを比較しますと、先ほどの基調報告にもありましたけれども、最初はかなり全般的な規制がかかっている。このペーパーの4番を見ていただきますと、予想投票の公表の禁止というのがあったんです。「何人も、国民投票に関し、その結果を予想する投票の経過又は結果を公表してはならない」というわけの分からない規定がありまして、何、それという制限がかかっていたんですが、これが今年になって規制が外れたり、個人についても規制がほとんどなくなる案になったり、また、案ではなくなったり、案になったりという変化が起きます。こういう変化も踏まえて、案について我が国をどうするのか、それかこの法案がどうなるのか、その点を踏まえて、どうしたいか、それについて、

案を緩弱にする

ということがなかったかなというふうに思うわけでありませう。大阪弁護士会でそういう委員会でも議論した結果、日弁連にもそういう意見を上げました。

今回出てきたところの広報協議会は、一定私どもの主張が取り入れられたかなというふうに思わなくもないんですが、しかしながらこの憲法改正案の広報協議会ですか、その中身を見ますと、先ほど基調報告でもありましたけれども、要するに憲法改正案を国民にいかに関報するかということに力点を置いたものになっています。一定やむを得ないかもしれませんが、しかしながら国民自身が今度それがいいかどうかを投票する際には、国会で3分の2の国会議員が提起したんだから、その解説をしてくれたらいいかといったら、それは必ずしもそうではない。反対論の立場も十分議論をさせてくれないと冷静な判断ができないわけでありませう。国が国民にどうしようとしているか、この憲法はどう変えようとしているのか、どうして変えるのか、変えたらどういう問題点があるのか、どんな効果があるのか、国民生活にどんな影響があるのか、細部にわたった十分なる議論が展開されませうと国民は判断ができない。単に賛成のマシーンにされるだけでは主権者として尊重されたことにはならないという観点で、やはり根本的に考え直す必要があるだろというふうに思ひませう。それは周知徹底期間60日から180日とありますが、60日はいかにも短過ぎませうよね。議論するなと言ってるのに等しいようにも思われかねませう。そういう問題点が一番に挙げられませう。

それから、国が国の予算を使って関報するということももちろん必要ですけれども、国民が自由に自分の意見を広く展開して、あるいは反対論を出して貰って、国民が参加できるような関報の場にしなければならぬ。そのためには、例えば今の時代で言うならば、インターネットの中でもっとどんでん論議をするだとか、立ち会い演説会のようなものを全国各地で何度も開くだとか、新聞やテレビでもやるだとか雑誌で議論しようと思ひたら、とてもじゃないけど60日では足りないことは明らかです。せめて半年が最低なのではないかというふうに思ひませう。

国民が最後の主権者の行動として憲法をつくる行動に参加するならば、やはりそういう条件整備を十分にして貰う、そういう広報協議会、関報活動が保障される、そういうものに是非もっともとしてほしいなというふうに思ひませう。

以上です。

笠松 ありがとうございます。

次に長岡さん、「国民投票運動」という言葉は議員連盟がつくった法案で初めて出てき

た言葉でして、そもそも憲法改正の国民投票というのは今まで行われたことがないわけですから、その国民投票運動というのはこの法律が初めて決める内容なんですね。一体何を決めているのかといいますと、この「変遷」というペーパーをもう一度見ていただきますと、2004年12月3日の案では、「国民投票に関し憲法改正に対し賛成又は反対の投票をさせる目的をもってする運動」と、こう書いてあったんです。昨日発表された案では、「憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為」という書き方がしてあります。一体この内容をどういうふうに理解すればいいのかという点と、それから長岡さんは教育者という立場でありますので、教育者に対しては、教育者の地位を利用して国民投票運動をしてはいけないという規制がかかっているわけですが、この内容についてどうお考えなのか、その点お願いしたいと思います。

長岡 この国民投票運動の定義は、恐らく公職選挙法の選挙運動の定義を引き写してきたんだろうと思うんですね。公職選挙法の選挙運動の定義だと、特定の候補者を当選させ、または当選させないための運動なんです。ですから、特定の候補者に入れろとか入れるなというのが選挙運動なんです。ところが、ここに書いてある国民投票運動は、憲法改正に賛成または反対の投票をさせる目的をもってする勧誘ということで、ちょっとニュアンスが違うというのを今からお話しさせていただきます。

私、大学で憲法を教えていますので、憲法改正の案が発議されることになったら、これは絶対に憲法の授業で取り上げます。憲法の授業で取り上げて学生と話をします。もちろん話をするときには自分の考えも言って学生と討論するだろうと思います。授業の最後に締めくくるのは、賛成でも反対でもいいから、国民投票に際しては憲法改正に賛成または反対の投票をしましょうと言って終わると思うんです、どっちかきなさいと。要するに、賛成または反対の投票をさせる目的をもって勧誘しているわけです。そういうものには適用されないと思うんですけれども、適用可能な言葉になっているというのが問題です。公職選挙法の場合は、特定の候補者に投票するというものですからそうはならないんですけれども、それをそのまま持ってくると変なことになっているということが分かるわけです。

さらに、教員の場合には地位を利用した運動が禁止をされていますが、地位利用とは何か。公職選挙法の解説本によりますとこうです。教育者が学校の児童生徒、学生に対し、またはこれらの者との関係において、その父兄、PTAに対し、教育上占めている特殊な地位を利用して働きかけることと定義をされているのですが、これもよく分かりません。私が授業で言うのは教育上特殊な地位ですから、だから授業で言うてはいけないのか

なということです。

実際に判例を探してみましたが、余りありませんでした。公刊されている判例が3つか4つぐらいしかないんですが、選挙のはがきの裏に自分の名前だけ書いて知り合いにたくさん送った、その中にかつての教え子がいたという事例があって、それは無罪になりました。教育上特殊な地位ではないと。ところが、自分が何々小学校の教諭であるという肩書きを書いて、今の教え子とかつての教え子がたくさんいますからたくさん送ったと。それは教育上占めている特殊な地位を利用して働きかけたというふうにされています。だから、我々大学の教員の場合でも教え子がたくさんいますので、中にはゼミ会、昔の教え子を集めた会がありますから、そういうところを利用して自分の見解を送ると教育上特殊な地位を利用して運動したということにされてしまうのかなということになります。そうすると、憲法を勉強してきてその成果をだれかに伝えたいと思ったらこういう集会に出てくるしかないかなと思うわけです。ただ、集会に出てきて関西学院大学教授という肩書きをつけて発言すると特殊な地位なのかどうかはよく分かりません。

判例を見てみますと、特殊な地位を利用したかどうかは、個々の事例に則して具体的に判断しなければならないと書いてあります。それはそうでしょう、判断が難しいですからね。ということはどういうことかということ、つかまえてみないと分からないということになるわけです。そうすると、自由に行われるべきはずの国民の運動に対して警察が介入してくるおそれがあるんじゃないかというふうに思います。それは表現の自由の行使に対して非常な萎縮行為を及ぼすことになります。憲法のほうでは、こういう萎縮行為を及ぼすようなあいまいな規定とか範囲の広過ぎる規定は憲法違反だというふうに考えることになっていますので、ここに書いてある「地位利用」という文言はかなり問題が含まれていると思っています。

それから、ついぞと言っては何ですが、今戸谷先生が広報協議会の話がされましたが、一言だけつけ加えさせていただきたいんですけども、発議した人が広報するというのはやめたほうがいいです。自分たちが発議したんだからどうしても分かってもらおうという広報をするに決まってるわけです。国会の3分の2というのはすごく多数で、ほとんどの国会議員が賛成して発議するのです。是非賛成してもらおうというような広報をすることになるだろうから、発議した議員さんたちが広報するのはやめたほうがいい。それにかわって、例えば国会の法制局がやるとか、あるいは国立国会図書館がやるとか、そういうもっと中立的な立場の人が公平に賛否の見解をまとめて広報するようにしたほうがいいので

はないかと私は思っています。

国民投票運動にもう一度戻りますが、民主党の案では、公務員とか教育者の地位利用による国民投票運動の禁止がないんです。ないですけれども、なければいいかというところではなくて、公務員については国家公務員法及び人事院規則によって政治的行為が禁止されていますので、なくてもやっぱりできないということです。ですから、国民投票に影響を与える目的をもってピラマキをすると国家公務員法違反になって、これも刑事罰が科せられるということになっています。自民党の規制がなくなって民主党の案になると、私立学校の先生は救われますので私は自由になります。しかし、公務員である教員、先生は救われないということです。

それから、そのほかにも、ほかの関係法規は活用するということになっていますので、例えば私が意見書を出した裁判で言うと、マンションの中に入ってピラマキをしてつかまった人がいて今裁判をやってますけれども、そういうことはやっぱりできないんだろうと。そういうことに対しては警察が介入してきて何かする可能性があると思いますので、そこまで含めて広く国民運動を保障するような体制を考えていかななくてはいけない。日本の規制は公務員法を含めてちょっと厳し過ぎると思いますので、そこまで含めて考えていただきたいということです。

笠松 ありがとうございます。

今日のパネリストは、メディア規制と外国人の規制が残るだろうという見通しのもとにお招きしたんですが、先ほどからお話ししていますように、外国人、それからメディア規制を外すということになりました。そうすると、せっかく来ていただいたお二人に何もお話ししていただくことがないのかということそうではありませんで、やっぱり安心できないところがあるんですね。堤田さん、メディア規制は与党案も民主党案も規制はしないということにはなってるんですが、これで本当にメディアのほうは大丈夫なのかどうか、いかがでしょうか。

堤田 なぜメディア規制をするのかというふうに考えてみたいと思います。マスメディアと人権の問題というようなことがあって、これは別の論点になるかもしれませんが、我々メディアがいろいろな形で御迷惑をかけたということがあるわけで、そういうものの一つ一つの事例を通してメディア規制の動きというのは、この数年かなり顕著なものがありました。そういう流れの中でいろいろな法案が、例えば犯罪被害者保護法の法案だとかにも必ずメディア規制の条項があります。そのたびにそういうものに反対をし

てきたわけですが、例えば今回の場合に話を戻しますけれども、メディア規制を盛り込もうとする側の意図というものを考えてみますと、先ほどありましたように、憲法改正を發議する側が憲法の改正にかかわる広報をするわけですが、当然メディアの側はそれを受けて、いろいろな批評も含めて論点を整理し、番組あるいはニュースで取り上げていくわけです。当然そこには憲法を改正する側の提案に対して批判的な論点が織り込まれる。發議する側に、先ほどコントでもありましたように、広報するいろいろな材料の中に反対する側の意見が非常に少ないということになりますと、それはその部分をメディアはやらざるを得ない。メディアは反対する立場の意見をかなりの分量取り上げざるを得ない、取り上げるでしょう。メディアの機能としてある種そういう野党的な役割といいましか、そういう役割をせざるを得ませんので、改正論に反対の立場をかなりの分量を割いて報道するということになると思います。もちろん政治的な公正というのは放送法に規定されていますので、一定の立場に偏して、あるいは改憲反対の立場に基づいて報道するということはテレビの場合はあり得ないわけですが、いずれにしても反対の立場の意見を多く取り上げるということはあるわけです。

そういうメディアの機能に対して一定の制約を加えたいというふうに少なくとも改憲賛成の側は思うわけで、そのために最後までメディア規制、それは虚偽の報道をしてはいけないとか一方に偏った報道をしてはいけないという、一見もっともなことですが、それで改憲の側に不利な見解とか不利な議論に関しては封じ込めようという意図があったんだろうと思われ、それに対して、我々放送だけではなくて、新聞も含めてそういうメディア規制は一切すべきではないということを、主張してきました。結局メディア規制の条項はなくなりましたが、この一連の議論の中で、最初は非常に広範囲な規制がなっていました。その次は、自分たちで十分注意しなさいよというような訓示的な規定で、その後、十分に配慮を要すること、段

きにいつもそういうところがあるということを我々気をつけて見きわめざるを得ないかなと思っています。

笠松 ありがとうございます。

文言上規制が外れたとしてもやっぱり問題が幾つも残るということだと思います。

梁さん、外国人の関係では、これは先ほどから何回もお話ししているように規制がどんどん緩くなっていて、今現在は外れているという状況なんです、この点についてはどうお考えでしょうか。

梁 今、堤田さんが発言された点とも共通するんですが、結局は改正の過程で外国人に対する規制はなくなりましたが、恐らく政府の考えとしては、国民投票運動に関して他の法律で規制できるとか、国民投票法案の与党案にもある組織的多数人買収及び利害誘導罪というのが残っていますが、そういった規制であるとか他の規制、他の法律や法令で規制できる場面に関しては取り締まるぞと、そういう意図はあると思うんです。ですから、この国民投票法案上、外国人の国民投票運動の禁止という規制がなくなりましたが、全く手放しでは喜べないという気はあります。

それで、私考えるのは、国民投票というのは、日本国民の憲法を改正するという投票に関して、それに対して賛成とか反対とか外国人の立場として言うことがどうかという議論もあるかと思うんですが、私は特に憲法9条に関しては相当意見は出るだろうなというふうに思います。というのも、仮に憲法9条が改正されるとしたら、今よりはるかに戦争がしやすくなるという趣旨での改正しかあり得ないと思うんです。そういった場合、交戦の相手方になる可能性が高いのは近隣のアジアの国であると。そうすると、やはりそういった憲法改正の国民投票が行われるとき、日本に在留する外国人の組織であるとか個人、文化人であるとか、国民投票運動に関して賛成であるとか反対であるという発言を相当したり集会を開いたりといったことが予想されると思うんです。そういった場面で、外国人に対する規制は法文上は消えましたが、恐らく他の法令で、以前の国民投票法案であった外国人に対する規制の趣旨を他の法令で実現しようと、そういった方向性で来るのではないかというふうには考えています。

笠松 ありがとうございます。

今の組織的活動の規制という指摘は非常に重要な点だと思われます。別にお配りしてある「変遷」というペーパーと資料の10ページを比較していただきますと、外国人の運動禁止については、当初は全くだめというのが、今年の4月18日になって、外国人は組織的な

運動はできませんと、こういうふうに変ったんです。この段階ではこの10ページにあります組織的多数人買収及び利害誘導罪、組織的な活動を禁止するというような罰則規定はこの段階ではなかったんですが、昨日発表された案では外国人の規制は外すとしながらも、ここで外国人規制に残っていた組織的などというのが10ページの罰則規定のところにあられているということになりますと、今共謀罪法案なども議論されているんですが、組織的な活動に対する規制という形でいろいろな活動が規制されていく可能性がある。共謀罪の議論でいいますと、組織的といっても2人以上でも団体だというわけですから、この組織的というのも2人以上でも組織的な活動となるかもしれない。そういうおそれもあるので、ここも非常に重要な論点として我々見逃すわけにはいかないだろうと思います。

先ほど長岡さんからは、ビラ配り規制の問題ですね、今東京のほうでも戸別にポスティング、ビラを配ることで逮捕者が出ているわけですが、戸別訪問の問題について戸別訪問が規制されないのかどうか、戸谷さん、いかがでしょうか。

戸谷 今回発表された法案によりますと戸別訪問禁止規定はなく、公職選挙法では戸別訪問禁止規定は長い間批判がありながらもいまだに威力を振るっているというふうな状態かと思いますが、国民投票法案ではそれが解除されたというわけであります。これは、自由なる議論を国民同士もできる、あらかじめ規制をしないという意味では一歩前進だというふうに言えるんだらうなと思います。しかし、では本当に手放しなのかというと、先ほど長岡先生からも話がありましたけれども、マンションに立ち入ってビラを配ったというのも、ポストに投げ入れたということだけで住居侵入罪に問われているというふうな例が現実にあります。それも逮捕されて勾留も長いことされてというふうなことでありますし、表現活動が規制をされるというのは、昨日でしたか一昨日でしたか、沖縄で電柱にビラを張ったら現行犯で問答無用に逮捕されてしまった。これは軽犯罪法が利用されたようでありますので若干ケースは違うわけですが、この国民投票法案の中で戸別訪問の規制はなくなったとはいえ、あるいは住居侵入罪を適用して運動を規制するという危険性は常にあると見ておく必要があるかと思いま

とは言わないというふう

ただけです。それでも1カ月半ぐらいかかります。原稿を書くということも大体1カ月ぐらいかかりますから、そうするとこんな小さな簡単なものをつくろうといっても2カ月半から3カ月ぐらいかかるだろうということです。

いろいろな法律雑誌の執筆の依頼も来ますが、例えば5月に出そうという雑誌だと、依頼は1月の末までに原稿を上げてくださいますと来るんですが書かないですから、延び延びにして3月の頭ぐらいには出さなきゃいけない。3月の頭に出して校正1回で5月の初旬に出る、雑誌はそのぐらいのペースです。原稿を渡してから1カ月半から2カ月ぐらいかかるということです。原稿を書くのも考えたら3カ月ぐらいかかる。そうすると、60日といったら、本ができました、さあ投票ですと、読む暇ないです。そのぐらいの日にちで、90日でようやく店頭に出るかなというところでしょうか。

とはいっても、国会の審議を横目に見ながらいろいろな作業をしていって文章を書きますから、発議された途端に入稿するんだらうと思いますが、それでもかなり時間がかかるかなと思います。

笠松 せっかく出した本が全く読まれないで投票ということにもなりかねないということがよくお分かりいただけたと思います。

堤田さん、同じことは放送の世界にも言えるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

堤田 多分、我々でいろいろな論点、いろいろな皆様の多様な意見を提示するようなことをいろいろな企画でやっていくんだらうと思います。基本的に、先ほどのメディア規制の問題にもかかわりますけれども、テレビという一つの場が憲法改正をめぐるいろいろな議論が百出する市民の議論のある種のフォーラムになればいいというふうに私は思っておりますけれども、そういうふうになっていくためには我々は材料を用意しないといけない。取材もしないといけない。場合によっては、それなりの番組を用意し、そういうフォーラムをするなら番組の編成上そういう場を設けないといけないといういろいろな想定が考えられます。テレビというのがメディアの中でもある種一番影響力が大きいという意味では、そういうことを積極的にやらないといけないと思います。

そういうことをきっちとやっていくためには、今テレビの置かれているいろいろな制作上のスケジュール、編成上のスケジュールから見ると、60日、2カ月というのは余りに短いです。多分間に合わないだらうなと。非常に不十分な形で場当たりの取材あるいは場当たりの編成に頼らざるを得ないだらうと。過不足のない非常にバランスのとれた番

組編成をし、市民の議論に資するような、国民の知る権利に十分こたえていくような番組の提供ができるかという、やっぱり2カ月は余りに短いだらうと思います。

先ほど出版の例がありましたが、テレビがどの程度時間がかかるかという話をさせていただきますと、去年4月JR西日本の福知山線の事故がございました。私どもは、発生からずっと1年間取材をしおりました。いわば1つのテーマをずっと追いつけて1年間取材をしてきましたけれども、当然JR事故1年目を目指していろいろなニュースの番組とかドキュメンタリーの準備をしました。本格的な準備に入ったのは年明けです。4月に放送する、あるいは3月、4月に連続してニュース番組の中でやっていくシリーズの企画というものを具体的に立案し始めたのは年が明けてからです。もちろんそれまでずっと継続して取材をしているわけですが、それで4月の放送にぎりぎり間に合いました。ざっと3～4カ月かかっているわけで、憲法

もうしばらくしますと会場からのご質問やご意見に対してパネリストの皆さんにお聞きする時間にしたいと思います。今、箱が回っておりますので、ご質問・ご意見がおありの方はお手元の質問

に合わせて統治機構も変えるんだということになれば一括発議、N括投票になる。それだけの話なので、国会の判断による。ただ、原則は個別発議であるということが書かれたので、その点では今までよりも進んでいるということではないかと思います。

さっきの喚日の周知期間の問題ですが、非常にすぐれた本なので読んでいただきたいんですが、長谷部恭男さんという東大の憲法の先生が「憲法とは何か」という本を岩波新書から最近出版されました。こ

それから、堤田さんには耳の痛い質問が来ているんですけども、今のテレビの放送を見ていると、東京で流れた情報が地方にそのまま回っているだけで、地方の独自色が出ていないのではないか、特に政治的な報道については問題があるのではないか、この点何とかありませんかという質問が来ているんですけども、いかがでしょうか。

堤田 全くそのとおりだと思います。我々、日常のニュースはネットワークを組んでおりますので、政治的な情報の発信の場が東京に集中しています。我々も我々自身が発信するニュースを充実させたいというのが念願でありますので、市民生活に非常にこの憲法改正もそうですけれども 重大なかわりを持った問題に関しては、在阪の局としては関西からの視点というものを盛り込んだやり方をなるべくやっていこうという努力は常にしています。十分でないという御指摘は多分そうだろうと思います。これはいわば課題だという認識で、憲法という問題に限って言わせていただければ、これは東京発のニュースというもので国民的な課題なわけですから、いろいろな取り上げ方、いろいろな視点でやっていかないといけない。もちろん我々ローカル編集をやっている現場からもいろいろな形での番組をやっていかないといけないかなと思います。

笠松 ありがとうございます。

次に、外国人の問題なんですけれども、これは規制が外れてしまったんですが、外国人が憲法改正問題について何も意見が言えないような規制がかかっていたときには、憲法改正について外国から意見を出されることは内政干渉になるのではないかと、こういう議論がされていた時期があるんですね。その点についてどうお考えなのかという質問が来ております。梁さん、長岡さんにこの点はお答えいただきたいと思うんですが、梁さんは、外国人が憲法改正について意見を言うことが内政干渉だというような意見が一部あるんですけども、それについてはどうお考えですか。

梁 内政干渉という言葉はよくその言葉が一人歩きしていると思います。外国人の団体でも日本の内政に干渉してはいかんというようなことを言ってる団体があるんですが、特に外国人の人権にかかわる問題だとか平和にかかわる問題の場合は、それは内政干渉というよりもっと普遍的な問題だと思うので、内政干渉という言葉で日本国内の人権や平和問題に対する外国人の意見を制約してはいかんかなと思います。

笠松 ありがとうございます。

長岡さん、今の点、いかがでしょうか。

長岡 専門家ではないので詳しくは分かりませんが、内政干渉というのは国家間の問題

■ すね。国家と国家の間の議論です。すなわち、外国政府が日本の政府の決

国
国
政

長岡さん、最

にお聞きしたいとありますので、これからパネリストの皆さんに最後のまとめの発言、言い忘れたことだとか、この点はどうしてもお話ししたいという点も含めて最後にお話をさせていただきたいと思うんですが、その中でもし可能であればこの質問に対する回答を盛り込んでお話しいただけたらと思います。

質問は、仮に周知期間が十分にあり、十分な議論の時間もあって、この憲法改正についての意見交換も情報収集も自由にできる、明確に意見を決めて投票できる、そういう投票方法であれば、今国民投票することは必要なかどうかという質問が来ております。この質問も頭に置いていただいて、それぞれ皆さん最後の発言をお願いしたいと思います。

では、順番は、戸谷さんのほうからお願いできますか。

戸谷 今の質問で重要な点は、どんなふうに憲法を変えるのかということについての前提がありませんからお答えが非常に難しいんですが、今憲法を変えなければならないかという問いかけであるならば、全く必要ないと私自身は個人的に思っております。憲法を変えるということを前提にして国民投票法案をつくろうというふうに言ってるわけですね。ところが、国会議員あたりは、いや、憲法には憲法改正手続が書いてあるのにその実施のための法律がないのは、これは立法の不作为であって、国会議員の責務にもとる、だから必要だなんていうふうに説得しようとする国会議員さんがおられますけれども、必要もないのに法律なんて決める必要は全くないわけでありまして、いわゆる立法事実というふうに呼ばれるんですけれども、今どうしても必要か、どういう人たちがどういう目的で憲法を変えようとしているのかということをよく考えた場合、本当に憲法改正が必要かどうか、そのための国民投票法案が必要かということになれば、いずれもノーとなるべきだろうと思っております。

日本の社会はどんなふうに進展するのかなというふうにごろ私思うことがあるんですが、例えばある改革が提起された場合にやっぱり賛否両論があります。司法改革と呼ばれる一連の改革がここ数年の間進行しております。例えばその結果、裁判員制度を導入しようということにこれは本決まりになりました。ところが、裁判員制度はそんなにいい法律かなということで反対をされる人も根強くたくさんおられます。そこで指摘される危惧の念はよく分かるんです。裁判員制度を導入したら裁判が速くなる。速くなるかもしれんけどよくなるという保障はないわけで、よくするためにはどうするのかということも考えないと裁判員制度は成功しないだろうと。

例えば、私、刑事弁護委員会活動にも参加をしているんですが、日本の裁判制度がよく

ならない、司法がよくなるというのには裁判そのものにも問題がないわけではないけれども、捜査のやり方、これを改善しないことにはいつまでたっても裁判がよくなるという関係にあります。ですから、司法改革を言って裁判員制度を言う以上は、この捜査のやり方についての大きな転換を図らなければならない。刑事弁護委員会は取り調べの可視化をずっと言ってきました。とりわけ大阪弁護士会の刑事弁護委員会などは、日本における議論をリードしてきたという自負があるわけですが、こう声を出して言いつつも本当に実現するかなという危惧の念がありました。皆さんも御承知のように、検察庁が導入するということを発表しました。しかし、あれは非常にまよかしの部分がありまして、検察庁が必要と思う部分だけ検事の取り調べについてだけ実施すると言ってるんです。それでも一つの前進かとは思いますが、実は検察庁の取り調べで事実が明らかになるというのは非常に少ないというふうに言うべきだろうと思います。警察で殴ったり蹴ったりとまでは言いませんが、要するに脅迫をされ手ひどい調べを受けてもうくたくたになって自白させられてしまう、もちろんその自白もさせられるし、検察庁に行ったらもうへとへとになっていますから、検察庁の調べでいかにも素直な態度で事実を述べたからといっても、それが事実に基づく真実の供述ではない場合があります。ですから、警察における取り調べこそ可視化しなければならない。しかし、検察庁でもしたほうがいいことは確かであります。

一歩前進にも二歩後退みたいなところがいっぱいありますけれども、一歩前進を三歩前進にすれば少しは全体として前進するかなと思いますので、国民投票法案についても、弁護士会などはそういう役割を担っているわけですから、いつまでも危険性をずっと言い続けなければならないかなと思っています。言い続ければ少しよくなるということを期待しながら皆さんと一緒に頑張りたいなと思います。

私の最後の発言であります。

笠松 ありがとうございます。

次に梁さん、お願いします。

梁 私のほうからは何を言っているのかというのを考えていたんですが、私日本に生まれたんですが、戦争を知らない世代で、ただ、私より少し上の世代だと韓国ではまだ軍事独裁政権の時代で、徴兵制は現在も残されている。徴兵と単に言っても非常に厳しいみたいで、徴兵中に事故死される方も多いし、自殺する人もかなり多いというふうに聞いています。それで、韓国のほうはそういった軍事独裁政権から徐々に民主化されていって、今

は相当民主主義が浸透していく、そういった方

堤田 とても難しい問いかけで、私の考え方とすれば、十分な条件を整えればというその「十分」というものの吟味はもちろん必要なのでしょうけれども、主権者である国民の意思を問うということを否定するのは難しいかなというふうに思います。私自身は、今の憲法を守りたいという側、個人的にはそういう側にありますけれども、そういう問いかけになれば、やはりすべきかなというふうに今のところは思わざるを得ない。

ここからは少し雑談風になりますけれども、私の友だちにフリーのジャーナリストで今井一さんという方がいます。それなりのいい年をしたおっさんなんですが、元気のいい人で、あちこちの住民投票運動を支援したりしている人ですけれども、彼は「「憲法九条」国民投票」という本を書かれて、彼自身とも直接議論をしたこともあります。憲法9条と今の日本の自衛隊のありようと、憲法と現実がこれだけ乖離していると。これをどうするんだ、それはやっぱり一回国民に問わざるを得ないだろうと、大ざっぱに言うと彼はそういう議論です。彼自身は改憲派ではありませんで、むしろ護憲派に近いんだろと思うんですけども、護憲派でありながら憲法の今のあり方、憲法と実態とをちゃんと一致させるべきだろうというふうに彼は言い続けています。そのためには、主権者である国民に問わざるを得ないだろうと言い続けているわけですけれども、そのために国民投票が実施できるような法整備が必要だし国民投票すべきだというふうに、非常に荒っぽく言うとういうことを言っています。

では、実態を近づけるという意味なのか、憲法を改正し、それが国民投票によって支持され、自衛隊が軍隊として正式に位置づけられ自衛軍という形にするということに関して私がどういうふうに感じているかということ、やはりそれは困ったなというふうに思わざるを得ないので、非常に行きつ戻りつの議論になりますけれども、議論は2つに分かれるんだろと思います。今の自衛隊のあり方をどう考えるかということがやっぱり一番ベースにあると思いますので、それでもって憲法の議論をすべきだと思いますし、今自衛隊の存在を全部否定することができないということになれば、憲法をその実態に合わせないといけないという議論も出てくるでしょうし、でもそこを憲法を変えないでいろいろやりくりして日本の今の平和を守っていく日本を何とか支えていこうというふうに考える立場もあるでしょうし、結論は出ませんけれども、私もそういうところで堂々巡りをしながら憲法の問題を今考えているところでございます。

笠松 ありがとうございます。

では、長岡さん、お願いします。

長岡 先ほどの質問は、今言っていた今井さんの「『憲法九条』国民投票」を前提にした質問なんだろうなと思って聞いていたのですが、問題は、中長期的な問題ではなくて、今、限に出されている9条改正論、要するに自民党が出している9条の改正案、あるいは民主党が出している9条の改正案についてそれを認めるか認めないかということなんです。だから、自民党の案について国民投票するわけです。それを否決したらどうなるかという、今のままになる。別に否決したから自衛隊がなくなるということではないわけです。否決しても、今井さ

ことです。そういう国民投票が必要かという、私は9条は捨て去るべきでないと思いますから、9条を危険にさらす必要はないなと思うので国民投票は必要ない。したがって、いい国民投票法案をつくりましょうなんていうシンポジウムには行きたくないという立場で本当はあるわけです。それが私の意見です。

それから、最後もう一つ言いたいのは、何で憲法は後々の世代の人まで拘束するのか。普通の法律だったら、その時々で過半数で変えられるわけです。法律は都合が悪いなと思ったらすぐ変えればいいいわけです。国会議員が過半数いれば普通の法律は変えられるんです。だけど、憲法はそれでは変えられない。変えられるんだけど、物すごくややこしい手続があって、膨大な力と能力とエネルギーとお金をつぎ込まないと変えられないわけです。何で憲法はそんなことになっているのかという、それは憲法をつくった時代の人々が十分に考え抜いたからです。この国の基本的なあり方、この国の政治の基本的なあり方について、その基本枠組みについて責任を持って考えたから、それは信頼をして、その枠組みの中で後の人は多数決で物を決めましょうと言ってるわけです。したがって、憲法を改正すると我々が言われたら、それは50年先、60年先、もっと先のことまでじっくり考えて後の世代に責任を持てるような回答を出さなければいけないわけです。だから、情報が自由に流れて、自由に意見が交換できて、じっくり考えられる期間が要るとするのは当たり前なんです。そここのところを考えながら国民投票法案の審議も、これ可決してほしくないわけですから見守ってはいけないと思うんですが、そういうものにしていかなくちゃいけないというふうに思っています。それが私の意見です。（拍手）

笠松 どうもありがとうございました。

実を言いますと、この与党案、民主党案が手に入ったのは昨日の夜の11時でして、今日のパネルディスカッションをどないしようかと非常に悩んでおりました。予想していたメディア規制だとか外国人規制が外れたので、このパネルディスカッションの進め方をどうするのか非常にむずかしくなりましたが、最初のあいさつにもありましたように、今日の集会は、昨日出された与党案、民主党案について検討する恐らく最初の会議になると思いますが、皆さんから非常にいい意見を出していただいて、かなり議論を深めることができましたと思いますし、初めて見た条文についてもかなり深い議論ができたと思います。今日のシンポジウム、パネルディスカッションは非常に内容が濃かったと思います。

パネリストの皆さん、本当にありがとうございました。パネリストの皆さんにもう一度拍手をお願いします。（拍手）

非常に議論が深まったということで今日はこのパネルディスカッションを終わらせて

も分かりませんが、弁護士会は、決してこれでまともだということではない、まだまだ中身を変えてもらわなければならないし、パネルの中でも出ましたけれども、投票法をつくるとするなら、十分な情報のもとで国民が正確に選択できるような国民投票法でないといけないんだと思います。そのためにはもっともっと中身を変えていただかなければならないんだと思います。

それにつけましても、昨日この国民投票法案が国会に出されたということ、私は非常に緊張感を持って受けとめました。一年半ないし2年前から弁護士会でこの憲法問題特別委員会をやってきまして憲法改正問題を討議しましたけれども、大分先のことではないかと思っていましたが、国民投票法案が出るということは、今国会では最初に武村さんの基調報告にありましたようにあるいは成立しないかも知れませんが、次には必ず成立すると思わんです。そうすると、その後には憲法改正というものが必ず出てくると思います。その中でどういうふうに国民が選択するかという点に考えなければならぬということになったんだという意味で、緊張を持って昨日の国会提出を受けとめよう

国会は自民党が控えて、共産党共々討論はしないという方針で、憲法改正の議論とか、何か世の中を変な方向に持っていかようとしているような法案がたくさん出ております。国民は、その辺どこへ引っ張っていかれるのかということをよく見きわめて、そして反対するものは反対、賛成するものは賛成という形に動いていかなければならないというふうに思っています。横田清一、渡辺和典、菅野直、藤田昭典、藤田昭典